

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、限られた研究費を有効に活用するとともに、外部資金の導入を促進することを目的として、大東文化大学（以下「本学」という。）の専任教員（特任教員及び助教を含む。以下に同じ。）が行う学術研究の経費の一部を助成することについて、必要な事項を定める。

(特別研究費の種類)

第2条 特別研究費（以下「研究費」という。）の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 研究助成

イ 一般研究助成

ロ 共同研究助成

(2) 研究成果刊行助成

(申請資格等)

第3条 研究費の交付を申請できる者は、本学専任教員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請することができない。

(1) 申請期日までに長期欠勤、休職又は休業の期間が3か月以上に及ぶ者

(2) 懲戒処分を受けた者でその処分の日から申請期日までに2年を経過していない者

(3) 交付年度の海外研究員、海外留学学者、国内研究員または特別研究期間制度適用者に内定した者

(4) 研究助成において、交付年度をもって退職予定である者

(5) 研究成果刊行助成において、前回の助成より3年間を経していない者

2 研究費の申請を行うに当たっては、同一課題について文部科学省若しくは日本学術振興会又は厚生労働省所管の科学研究費助成（以下「科学研究費助成」という。）に申請しなければならない。ただし、第9条第1項第5号又は第6号に該当する場合は、この限りでない。

3 研究成果刊行助成において、同一年度において申請できる課題は1件までとする。

第2章 研究助成

(研究助成の対象)

第4条 第2条第1号イに定める一般研究助成は、本学専任教員が単独で行う特色ある研究（教育方法の改善に関するものを含む。）を対象とする。

2 第2条第1号ロに定める共同研究助成は、複数の本学専任教員が共同して緊密な連繫の下に行う特色ある研究（教育方法の改善に関するものを含む。）を対象とする。

(研究代表者等)

第5条 研究助成の申請者は、研究代表者となる。

2 研究代表者は、研究の遂行に関する一切の責任を負うものとする。

3 共同研究助成における研究代表者以外の本学専任教員は、研究分担者となる。

4 研究代表者は、研究の性質に応じて、本学大学院生を研究協力者とすることができる。

(研究期間)

第6条 研究助成の対象期間は、1年とする。

(研究助成の額及び上限額)

第7条 研究助成の額は、科学研究費助成の申請が不採択となった者に提示される「応募細目における採択されなかった研究課題全体の中でのおおよその順位」（以下「おおよその順位」という。）に基づき、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第3項に定める上限額を超えることができない。

(1) おおよその順位が「A」のもの 科学研究費助成初年度申請額の5割

(2) おおよその順位が「B」のもの 科学研究費助成初年度申請額の3割

(3) おおよその順位が提示されなかったもの 科学研究費助成初年度申請額の3割

2 おおよその順位が「C」のものについては研究助成をしない。

3 研究助成の上限額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般研究助成 年額1,500,000円
  - (2) 共同研究助成 年額2,500,000円
- (計上経費)

第8条 研究助成の交付請求において計上できる経費は、当該研究課題を遂行するために直接必要な経費であって、次の各号に掲げる勘定科目とする。

- (1) 職員人件費
- (2) 消耗品費
- (3) 研究旅費
- (4) 用品費
- (5) 印刷製本費
- (6) 出版物費
- (7) 支払報酬
- (8) 削除
- (9) 通信費
- (10) 支払手数料
- (11) 教育研究用機器備品（机・椅子等の什器類を除く。）
- (12) 研究研修費
- (13) 運搬費
- (14) 図書

### 第3章 研究成果刊行助成

(研究成果刊行助成の対象)

第9条 第2条第2号に定める研究成果刊行助成は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、未刊行で特に学術上高い価値を有する研究成果を本学専任教員が執筆者となって刊行するものを対象とする。

- (1) 特別研究費研究助成の交付を受けて実施した研究成果
- (2) 本学専任教員が研究代表者となって実施した科学研究費助成に基づく研究成果
- (3) 削除
- (4) その他個人研究、共同研究の成果
- (5) 外国の古典その他文献の翻訳
- (6) 古文書その他貴重な文献、資料の翻訳又は復刻

2 次の各号のいずれかに該当するものは、研究成果刊行助成の対象とすることができない。

- (1) 既に類似の成果が刊行されているもの、または既に公表されている論文を単に集成し、刊行するもの。
- (2) 出版社その他学外機関の企画により刊行されるもの
- (3) 大学、研究所等の研究機関及び学術団体等がその事業として刊行すべきもの
- (4) 教科書その他入門書の刊行を目的として編纂されるもの
- (5) 本学の専任教員が主たる執筆者とならないもの。ただし、前項第5号又は第6号においては、執筆者の半数以上が本学の専任教員であれば対象とする。

(研究成果刊行代表者等)

第10条 研究成果刊行助成の申請者は、研究成果刊行代表者（以下、第5条第1項に定める研究代表者と合せて「研究代表者等」という。）となる。

2 研究成果刊行代表者は、研究成果の刊行に関する一切の責任を負うものとする。

3 複数の専任教員が共同で研究成果を刊行する場合において、研究成果刊行代表者以外の者は共同執筆者（以下、第5条第3項に定める研究分担者と合せて「研究分担者等」という。）となる。

4 研究成果の刊行においては、学外の研究者を共同執筆者に加えることができる。

5 前条第1項第1号に定める研究成果を刊行する場合には、第5条第4項に定める研究協力者を共同執筆者に加えることができる。

(研究成果刊行助成の範囲及び上限額)

第11条 研究成果刊行助成は、第12条に定める直接刊行費の3分の2以内とし、かつ、上限額を2,000,000円とする。

- 2 助成対象とする刊行部数は、1,000部までとする。
- 3 研究成果刊行助成による刊行は、再販も含めて無印税とする。  
(計上経費)

第12条 研究成果刊行助成の申請において計上できる経費は、直接刊行費（組版代、刷版代、製版代、印刷代（紙代を含む。）及び製本代）とする。

- 2 編集、校正及び通信費等に係る経費は、計上することができない。  
(研究成果刊行の時期)

第13条 研究成果は、交付年度の2月末日までに刊行しなければならない。

#### 第4章 特別研究費交付審査委員会等 (特別研究費交付審査委員会)

第14条 特別研究費の交付及び助成額の審査並びにその執行等にかかる一切の疑義を審議するために、特別研究費交付審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
  - (1) 学長
  - (2) 学長が指名する副学長
  - (3) 学務局長
  - (4) 学部長
  - (5) 大学院研究科委員長
- 3 委員会に委員長及び副委員長2名を置く。
- 4 委員長は、学長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となるとともに、委員会の事務を統括する。
- 6 副委員長は、委員長が指名した学部長及び研究科委員長各1名とする。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 8 委員会は、3分の2以上の委員の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 9 委員会は、研究成果刊行助成の審査を行うための専門委員を選考する。
- 10 委員会の議事は、非公開とする。
- 11 委員会は、必要に応じて、審査に係る者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 12 委員会に幹事を置き、研究推進室事務長をもってこれに充てる。  
(専門委員)

第15条 専門委員は、研究成果刊行助成の一申請課題につき3名とし、そのうちの1名以上は申請者の所属する学部、研究所及びセンター（以下「学部等」という。）以外の専任教員又は学外の研究者とする。

- 2 専門委員は、委員長が委嘱する。
- 3 専門委員の氏名及び審査結果は、非公開とする。

#### 第5章 申請、審査及び交付決定等 (申請及び提出書類)

第16条 研究費の交付を希望する本学専任教員は、交付前年度の指定された期日までに、申請の登録を行わなければならない。

- 2 研究成果刊行助成の交付を希望する者は、前項の登録のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
  - (1) 研究成果刊行助成申請書
  - (2) 研究成果刊行計画書
  - (3) 見積書及び発行部数積算書
  - (4) 完成原稿の写し
  - (5) 第9条第1項第5号又は第6号に該当する場合は原著資料
  - (6) 共同執筆者がいる場合は著作権に関する委任状

(申請辞退のみなし)

第17条 同一課題について科学研究費助成に採択された申請者及び同一課題について科学研究費助成の申請を行わなかった申請者は、申請を辞退したものとみなす。ただし、第

- 9条第1項第5号又は第6号に該当するものについてはこの限りではない。
- 2 研究費の申請者が、交付の決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することになった場合も同様に申請を辞退したものとみなす。
- (1) 長期欠勤、休職又は休業の期間が3か月以上に及んだとき
  - (2) 懲戒処分を受けたとき
  - (3) 退職したとき
  - (4) その他特段の事由があると委員会及び学長が認めたとき  
(研究助成の交付決定及び交付決定通知)
- 第18条 学長は、同一課題の科学研究費助成の申請が不採択となった研究助成の申請課題のうち、交付請求があったものについて、委員会に諮った上で、交付の決定を行う。
- 2 前項の交付決定は、交付年度の5月末日までに、本人に通知するものとする。  
(研究成果刊行助成の交付決定及び交付決定通知)
- 第19条 学長は、第15条に定める専門委員の審査結果その他の要素を考慮して交付が適当であると委員会が判断した申請について、交付の内定を行う。
- 2 学長は、前項で交付内定を受け、同一課題の科学研究費助成の申請が不採択となった研究成果刊行助成の申請課題のうち、交付請求があったものについて、委員会に諮った上で、交付の決定を行う。
- 3 前項の交付決定は、交付年度の5月末日までに、本人に通知するものとする。  
(交付を受けることになった者の報告)
- 第20条 学長は、研究費の交付を受けることになった者（研究代表者等及び研究分担者等）の氏名並びに研究課題及び研究成果刊行課題を大学評議会に報告しなければならない。
- 第6章 交付資格の喪失、計画の中止・変更、研究費交付の中止・中断  
(交付資格の喪失)
- 第21条 研究費の交付決定を受けた研究代表者等は、当該年度中に次の各号のいずれかに該当することになった場合には、当該事由が発生した時点以降における交付資格を喪失するものとする。
- (1) 削除
  - (2) 削除
  - (3) 削除
  - (4) 長期欠勤、休職又は休業の期間が3か月以上に及んだとき
  - (5) 退職したとき
  - (6) 懲戒処分を受けたとき
  - (7) 研究分担者等を含めて、この規程及び学園諸規則に違反する行為（軽微なものを除く。）があったと認められたとき
  - (8) 研究計画又は研究成果刊行計画が中止となったとき
  - (9) 研究計画又は研究成果刊行計画の変更が認められなかったとき
- 2 研究分担者等となった者が、当該年度中に前項第1号から第6号のいずれかに該当することとなった場合には、当該事由が発生した時点以降における交付資格を喪失するものとする。  
(計画の中止又は変更)
- 第22条 研究費の交付決定を受けた研究代表者等は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、速やかに計画中止願を学長に提出し、その承認を得なければならない。
- (1) 傷病その他やむを得ない事由により研究の継続が困難となったとき
  - (2) やむをえない事由により研究成果の刊行が困難となったとき
- 2 研究費の交付決定を受けた研究代表者等は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、速やかに計画変更願を学長に提出しなければならない。
- (1) 研究助成において研究内容又は経費の配分を大幅に変更するとき
  - (2) 共同研究において研究代表者又は研究分担者を変更するとき
  - (3) 共同の研究成果刊行において研究成果刊行代表者又は研究成果刊行分担者を変更するとき
- 3 学長は、前項に定める計画の変更に必要な理由があると認めた場合には、委員会に諮

った上で、これを認めるものとする。

(研究費交付の停止)

第23条 学長は、第21条に基づき交付資格を喪失した研究助成又は研究成果刊行助成に対する研究費の交付をただちに停止しなければならない。

(研究費交付の中断)

第24条 学長は、研究費の交付決定を受けた研究代表者等（研究分担者等を含む。）において、この規程及び学園諸規則に違反する行為（軽微なものを除く。）を行った疑いがある場合には、ただちに特別研究費の交付を中断し、委員会に諮った上で、必要な調査を行わなければならない。

2 前項に定める調査の結果、違反行為の事実がなかったと認められなかった場合には、学長は、研究費の交付を再開するものとする。違反行為（軽微なものを除く。）の事実が認められた場合には、学園の規則に従い、その者について必要な手続をとらなければならない。

#### 第7章 研究代表者等の義務等

(研究成果報告書又は研究成果刊行報告書の提出)

第25条 研究助成の交付を受けた研究代表者は、研究期間終了後1か月以内に、研究成果報告書（収支決算を含む。）を研究推進室に提出し、研究成果等について学長及び教授会等に報告しなければならない。研究推進室は、受け取った研究成果報告書を学長及び教授会等に提出するものとする。

2 研究成果刊行助成の交付を受けた研究成果刊行代表者は、成果刊行物の刊行後すみやかに、第33条第2項に定める部数の刊行物を添えて、研究成果刊行報告書（収支決算を含む。）を研究推進室に提出し、研究成果刊行等について、学長及び教授会等に報告しなければならない。研究推進室は、受け取った研究成果報告書を学長及び教授会等に提出するものとする。

3 学長は、前項に定める報告書を委員会に諮った上で、研究費の執行状況を大学評議会に報告するものとする。

(報告書が未提出の場合の取扱い)

第26条 研究費の交付を受けた研究代表者等が、提出期限までに前条に定める成果報告書を提出しなかった場合には、同報告書を提出するまで、研究代表者等として新たな交付請求を行うこと及び他の本学専任教員が研究代表者等となった新たな交付請求における研究分担者等となることができない。

(在職義務)

第27条 研究助成の交付を受けた研究代表者（研究分担者を含む。）は、研究期間終了後、少なくとも1年間は専任教員として本学に在職しなければならない。

(研究費の返還)

第28条 学長は、研究費の交付を受けた研究代表者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会に諮った上で、交付した研究費の全部又はその一部の返還させるものとする。

(1) 第21条に基づき交付資格を喪失したとき。ただし、第21条第4号、第5号又は第8号に該当し、その理由が本人の健康上の就業不能又は死亡による場合を除く。

(2) 第25条に定める報告書を提出期限までに提出しなかったとき。

(3) 第27条に定める期間在職しなかったとき。ただし、その理由が本人の健康上の就業不能又は死亡による場合を除く。

#### 第8章 研究費の支払い、図書及び設備等の帰属及び返還並びに著作権の帰属等

(研究助成における研究費の支出)

第29条 研究助成における研究費の支出は、学校法人大東文化学園経理規程及び同施行細則の定めるところによる。

2 研究費の支出に当たっては、その都度、請求書又は領収書を研究推進室に提出するものとする。

3 研究費は研究代表者及び研究分担者が使用することができる。

(研究成果刊行助成における研究費の支出)

第30条 研究成果刊行助成における研究費の支出は、原則として精算払いとし、業者との

折衝及び業者への経費の支払いは、直接、研究成果刊行代表者が行うものとする。  
2 前項に定める経費の支払いについては、事情により、学長の承認を得て、仮払いを受けることができる。

(設備等の帰属)

第31条 研究費により購入した図書を含む設備等は、学園に帰属する。

(設備等の返還)

第32条 研究費により図書、機器備品を購入した者は、研究期間終了後、これを学園に返還しなければならない。

(著作権の帰属及び刊行物の寄贈)

第33条 研究成果刊行助成を受けて刊行した刊行物の著作権は、原則として研究成果刊行代表者に帰属する。ただし、特段の事情がある場合には、研究分担者等を含む複数の者又はそれらの者が所属する団体又は研究組織等とすることができる。

2 研究成果刊行代表者は、刊行物3部を学園に寄贈しなければならない。

3 刊行物には、大東文化大学特別研究費研究成果刊行助成による刊行物であることを明記しなければならない。

#### 第9章 雑則

(事務の所管)

第34条 この規程に定める研究費に関する事務は、研究推進室の所管とする。

(規程の改廃)

第35条 この規程の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

2 「大東文化大学特別研究費交付要領」は、平成11年3月31日をもって廃止する。ただし、同要領により採用された研究は、従前の同要領の規定を適用する。

附 則 (平成16年1月28日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年11月22日)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月19日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月21日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月18日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月21日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月19日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の改正により、「研究成果刊行経費助成要領」は、平成27年3月31日をもって廃止する。

附 則 (平成27年3月18日)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (平成30年2月28日)

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 (平成31年2月27日)

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則 (平成31年2月27日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月18日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。